

厚生教育常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和6年10月3日（木）

視 察 先：播磨西こども園

視察目的：播磨西こども園の保育実施の様子や給食提供の様子などの現状について視察を行う。

【視察内容】

保育実施の様子など事前に提出していた質問事項の内容に沿って、富山園長と意見交換を行った。

その後、園児たちの給食の様子を見学した。

【主な質疑応答】

Q 保育料以外の費用について。

A 制服（スモック）、体操服、ズボン、リュックサック、新学期用品、スポーツ振興センター保険、卒業アルバムの積立金、諸費（PTA会費・材料費・行事費・図書費・PTA入会金5月のみ）、給食費などがある。

学年ごとや、兄弟がいるいないによっても金額は変わる。

Q 夏休み、冬休み時のこども園の通園は。

A 長期休業中も就労、リフレッシュなど希望者のみの預かりになり、登園時間や登園方法は通常と同じである。

Q 待機児童に関して。

A 今のところ待機児童はいない。播磨西こども園は、幼保連携型の認定こども園であるが、ほとんどは教育部の定員設定の園であり、教育の需要が高いエリアだと捉えている。

Q 認定こども園の扱いは。

A 入園や預かり保育に関しては、こども課で管轄しており、職員の採用・研修などは教育委員会に関わっている。

Q 教育の活用は。

A 全て活用していて空き教室はない。

Q 令和6年度の園児数は基準数に対して何パーセントになっているのか。

A 3歳児が、保育部6名、教育部31名で定員40名に対して76%。4歳児が、保育部7名、教育部31名で定員50名に対して76%。5歳児が、保育部7名、教育部33名で提供50名に対して80%である。

Q セキュリティ対策は。

A 門扉は施錠をしている。防犯カメラを3か所設置しており、職員室のモニターで見ている。来客に対してはインターホンで対応して名前を聞いて確認して開けている。教育時間の終了後も、迎えの方たちもインターホンで名前を確認して門を開けるようにしている。

不審者対応に関しても対策できるよう研修を受けた。小学校とも連携をとっている。

Q 給食のアレルギー対応は。

A マニュアルにのっとして、小学校と同じ対応をしている。アレルギー対応の研修も全員が受けており、保護者とも連携をとった上で、対応策も講じている。

Q 願書の受付において教育部と保育部の連携は。

A 申請方法は、教育部は園に直接申し込み、保育部はこども課に申し込む。併願の場合、園で保育部の願書も預かっているので、別々に取りに行く方がいたら渡すこともできるが、申し込みはこども課でするようにお願いしている。

Q 幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格併有は。

A 園長、副園長、担任は、全員が両方をもっている。

Q 小学校との円滑な連携として、力を入れていることは。

A 私たちの保育や小学校の授業などをお互いに参観する日もあり、また、お互いの研修会にも参加し、教育のつながりを意識して、校長先生とも連携はできていると思う。

Q 年度途中での認定変更に関しては。

A 教育部（1号）で入ったが就労して保育部（2号）に切り替えたい方もいる。

ほとんどの方が一時預かりの枠の4時半までで対応できている。

一時預かりのニーズは増えてきているが、保育までは至っていない。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年10月9日（水）

午前10時00分～午前11時51分

開催場所：会議室302

1 東部コミュニティセンター整備事業について

東部コミュニティセンター整備事業について、所管する協働推進課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

計画施設は、地上2階建て鉄筋コンクリート造りで、1階床面積が561.87平方メートル、2階面積が548.15平方メートルである。昇降機は、11人乗りであり車椅子専用乗車ボタン・操作盤、戸開放時間の延長など車椅子仕様となる。

来館者は自動車の動線と重ならないように南側と東側からのアクセスになる。

自動車は、西側からのみの進入とし、歩行者の動線と交差しないようにし、ゆずりあい駐車場2台、一般駐車場を17台確保する。

駐車場外灯は自動点滅器と24時間タイムスイッチの仕様とする。

フロア計画として、1階には、多目的ホールやフリースペースを設け、バリアフリートイレには、オストメイトおよび乳幼児設備を配置する。

2階部分には、会議室や料理教室、視聴覚室などがあり、視聴覚室については、防音対策を施す。

【主な質疑応答】

Q エントランスの西側と東側からアクセスしやすい配置になっているが、安全性は。

A 施設の中に監視カメラを設置し、入り口部分等については事務室等のモニターで出入りの防犯上の監視ができる。

Q 多目的ホールは、多くの人数が収容できるホールになっている。その横にトイレが設置してあり、女性用は3つ、男性用は個室と小便器が3つである。多目的ホール的人数に対してトイレの数が少ないと感じる。パイプスペースを別の所に持っていけば、数を増やせるのでは。

A パイプスペースは水回りの近くに配置して、メンテナンスなどに使うので施設としては離すことはしないほうがいいと考えた。多目的ホールに人

数を多く収容したいという希望があった。行列ができる可能性はあると思うが、一時的なことでありトイレスペースを多く使うより貸館を充実させる計画になっている。

2 令和6年度ライマ市への職員派遣について

令和6年度ライマ市への職員派遣について、所管する協働推進課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町とライマ市は、1999年に姉妹都市提携を締結してから、2024年で25周年を迎える。

この度の訪問では、ICTを活用した新たな交流の手法を探るとともに、今後町内の学生等がライマ市への訪問を再開することを見据え、視察先の確認を行う。

期間は、令和6年10月20日から24日までの5日間を予定しており、副町長、地域学校教育課1名、協働推進課1名の3名の職員を派遣する。

職員の派遣は、ライマ市との協議内容を基に、「姉妹都市ライマ市の町内でのPR」、「町内学校とのオンラインを活用した新しい交流」、また「総合訪問事業の再開」についての取組を考えている。

【主な質疑応答】

Q 播磨町からライマ市へ2019年まで国際交流協会訪問団が訪問しているが、再開するのか。

A 2019年まで、国際交流協会の者が随行して、15歳から19歳までの青少年が訪問していたが、5年間途絶えている。今後青少年が、ライマ市に訪問できるように再開したいと考えている。

3 孤独・孤立対策について

孤独・孤立対策について、所管する福祉保険部より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行された。播磨町では、令和5年度から相談支援に関して、来所型の相談支援に加え保健師を中心にアウトリーチ型の相談支援に向けての体制づくりについて検討していたところである。

4月に、内閣府より令和6年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の募集があり、採択された。したがって、各課の保健師を中心に、社

会福祉協議会、地域包括支援センターを含めた、プロジェクトチームで取り組む事業となる。

播磨町孤独・孤立対策個別支援協議会設置要綱を9月1日施行で定めた。

誰一人取り残されないまちを目指して、共に支え合って、人と人とのつながりが生まれるまちというのをスローガンにシンクタンクの支援を受けながら、プラットフォームの構築に向けて取り組んでいく。

今後、住民への周知や支援者を対象とした講演を行っていく。

【主な質疑応答】

Q プラットフォームというと基盤になる場所があるとおもうが、核となるところは。

A 相談したい方のワンストップ窓口として、福祉会館の総合相談窓口にお問い合わせいただき、必要などころにつなぎ、支援をするという形になるので、福祉会館が核となる。広報11月号にチラシを挟み込み配布する。また、ホームページもアップする予定である。

Q ケース会議など、いろいろな人が関連してくる。関わった人全ての情報を漏らしてはいけない守秘義務を課すのであれば、どこまで保持できるのか。

A ケース会議に参加した人たちは必ず会議に参加したときに、罰則規定がある。違反すれば罰金もあるということを説明した上で、必ず秘密を守ってもらう。

参加した人全てに守秘義務を課するという意味なので、もう少し明確にというところは検討して、整理したい。

4 播磨小学校校舎屋上防水改修工事の概要について

播磨小学校校舎屋上防水改修工事の概要について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年4月16日に発生した降ひょうにより、屋上防水シートが破損しており、今後、雨漏りによる建物内の被害が発生する前に改修工事を実施する。

北校舎の屋上928平方メートルと、南校舎の屋上1,308平方メートルの屋上防水シートの改修を行う。

工期は、令和7年4月末までの予定である。

【主な質疑応答】

Q 太陽光パネルは一旦撤去して防水シートを引き直すが、その際の点検も

含んだ工事なのか。

A 現在のところ、太陽光パネルは通常どおり発電しており影響はない。20年程度もつといわれており、現在10年程度たっているので使えると思っている。

工事期間は一旦撤去するので、その間の発電は停止する。

厚生教育常任委員会《行政研修報告書》

日 程：令和6年10月9日（水）

開催場所：会議室302

研修目的：播磨町中学校の部活動地域移行（地域展開）について研修を行う。

【研修内容】

播磨町では、これまでの部活動を地域へ移行するのではなく、新たなスタイルを構築し、地域で展開していくというイメージで進めている。

あくまでも活動する当事者は子供であり、子供ファーストの考えのよりの改革にしなければならないと考えている。

令和4年度に、部活動の地域展開を進めるにあたり、子供、保護者、教員に対してアンケート調査を実施した。

部活動で専門的指導が受けられないことから、子供のやる気や参加率の低下に繋がっていることがわかった。また、教員にとっても負担になり、活動の質や量の確保の点からも持続が困難な状況になると推測された。

令和5年度より、部活動を地域展開するため、専属コーディネーターを播磨町独自に配置した。NPO法人スポーツクラブ21はりまと学校の橋渡し役として、何度も学校へ足を運び、学校現場の声に耳を傾けながら、地域展開への理解促進に努めている。

これから取り組む予定の具体的対応策として、運営団体であるNPO法人スポーツクラブ21はりまの機能充実、指導体制の確立、活動場所の確保、地域クラブの大会参加について、安定した財源確保、安全確保、教職員への働きかけ、保護者に対する働きかけの8項目を示している。

これらの対応策を講じることで、子ども達が持続可能で適切な部活動を享受できる環境を再構築していく内容や趣旨の説明を受けた。

その後、事前の質問事項をもとに、意見交換を行った。

【主な質疑応答】

Q 生徒の安全上の不安と保護者の経済的負担の対策は。

A 町と運営団体が主体となり、指導者に対して資質向上及び安全対策などに関する研修（年5回）を実施する。

令和6年度より、指導者の暴力等の問題が見られた場合への対応として相談窓口を設置し対応している。

経済的困窮家庭生徒、地域連携型部活動（休日）に参加する生徒に対し受益者負担を減免する。

Q 生徒たちの変化は。

A 適切な助言を得られるなど、専門的な指導が受けられるようになった。運動が得意でないので、文化クラブがたくさんできて良かったと聞いている。

Q ふるさと納税型クラウドファンディングの導入に向けた進捗は。

A ふるさと納税型クラウドファンディングは、令和7年4月実施に向け、新規事業（中学校部活動地域移行支援事業）として計上する予定である。

また、播磨町企業版ふるさと納税については、令和7年1月実施に向け、12月定例会に補正予算を上程する予定である。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年11月11日（月）
午後1時25分～午後3時26分
開催場所：会議室302

1 農機具倉庫の修繕について

農機具倉庫の修繕について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年4月16日に発生した降ひょうにより被害を受けた「古田農機具倉庫」について、屋根及び樋の修繕工事を実施する。

建築年は昭和50年であり、昭和62年に一部増築され、延床面積224平方メートル、鉄骨造スレート葺2階建ての倉庫である。

被害状況は、屋根に大小多数の穴が空いており、全面葺き替えをする。

12月定例会に工事費の補正予算を上程し、年明け1月に入札、契約、2月から工事開始の予定をしている。

2 エコクリーンピアはりま発電電力の地産地消に係る検討経過について

エコクリーンピアはりま発電電力の地産地消に係る検討経過について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

現状、エコクリーンピアはりまからの余剰電力は入札により県域外に流出している。また、公共施設は、外部から電気の供給を受けており、電気代が外部に流出している。これらの課題解決のため、エコクリーンピアはりまの電気を2市2町の公共施設で有効利用し、地域の脱炭素化、地域内経済循環の実現のため地産地消事業を行おうとする。

このことについては、令和5年度中の東播臨海広域ごみ処理連絡会議で確認している。

令和6年度も引き続き、2市2町の専門部会で行っており、今回リスク検討を事業採算性について一定のまとめができた。

リスクについては、29のリスクを洗い出し、分析評価、対策検討を行い、対策後の残留リスクについて重大なリスクはないことを確認した。

事業採算性については、公共施設へ関西電力の標準の電気代と同額で供給し

た場合のシュミレーションの結果では、全施設に供給しても地域新電力として採算性が取れることが確認できた。

今後の検討としては、地域新電力会社の出資比率、出資金の考え方、事業実施体制における人員配置や自治体の関与について行っていく。

【主な質疑応答】

Q 電気を2市2町で有効利用するとなれば、よく使う施設もあれば、使わない施設などがあり違ってくる。新電力に移行する段階で協定を結んでおかないと、コストに意識のないところが電気をとってしまえば、結局他の市町が負担することになり新電力会社の根本が崩れてしまうのでは。

A シュミレーションのベースになっているのが、各市町公共施設の電力をどれくらい使ったかというのをデータでまとめて、28%、負荷率28%未満の施設であれば全部賄えると想定ができた。

どこが多く電力を使うということは避けなければいけない。そのような視点で、基本協定に盛り込むのか協議の場で播磨町の意見として提案する。

Q イニシャルコストやランニングコストに対して国からの交付税措置のような財政的な措置はあるのか。

A 今の段階で確認できていないので、専門部会の方で確認する。

3 播磨町福社会館の設置及び管理に関する条例の改正について

播磨町福社会館の設置及び管理に関する条例の改正について、所管する健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

条例の名称について、「総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」になる。

設置内容は、「播磨町の地域福祉の総合的拠点として、こどもから大人までの全世代の福祉に関する支援を必要とする者への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える団体の活動及び連携を推進するため」である。

業務については、旧条例は会議室の使用に関する業務であったが、新条例では「福祉の総合相談業務、センターの管理運営に関する業務」となる。

休館日は日曜日になる。施行期日は令和7年4月1日になり、貸館できる部屋（機能回復訓練室1、2、キッチンスタジオ）については、福社会館で行う業務に支障のない範囲で、福祉活動をしている団体に無料で行う。

4 児童発達支援センター開設に向けての進捗状況について

児童発達支援センター開設に向けての進捗状況について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町児童発達支援センターは、発達に遅れのある又は障がいのある児童やその保護者に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行い、家族が安心して地域で子育てができるように、一人一人の育ちの支援及び切れ目のない支援を行う。また、地域の中核的な支援機関の一つとして、教育施設、福祉保育施設、地域の医療機関、児童福祉事業所やその他関連機関との連携づくりや支援を行い、情報提供や発言や、助言等を含む地域支援を行うことを目的とする。

播磨町福祉会館（3階、2階一部）にセンターを設置する。令和7年10月1日から令和10年3月31日までの分を委託期間と設定して令和7年3月に事業者を決定する。（相談支援専門委員については、センターに在籍して相談を受ける体制を整える。）

職員の配置は、令和8年4月からとし、令和7年度については、センター開設準備、相談・巡回訪問事業（令和7年10月頃～）を実施する。

【主な質疑応答】

Q 小学校入学前の日常生活の技術支援や、機能訓練を行うとあるが、場所はどうになるのか。

A 現在3階は広い会議室のようにになっているが、あまり広いとお子さんが落ち着かないということもあるので、パーテーションで区切って、小集団での療育を想定している。

Q 開設に向けたサウンディング形市場調査をするが、どういった意見や提案を聞くのか。

A 3階の使い方も含めて事業をどう展開していくかを中心に話を聞いていこうと思う。

5 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、所管する保険課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年12月2日から、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、従来の被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマ

イナンバーカード)を基本とする仕組みになる。

現行の被保険者証については、手元にある有効な被保険証は、12月2日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用可能である。

資格確認書の交付については、令和6年12月2日以降に従来の被保険者証の記載内容に変更があった場合や紛失した場合、新たに国民健康保険に加入する場合は、マイナ保険証をもっているかどうかにより、「資格情報のお知らせ」または、「資格確認書」を交付する。

【主な質疑応答】

- Q** 町内の医療機関でマイナ保険証が利用できる所は把握しているのか。利用者から利用できないとの相談はあるのか。
- A** 町内の医療機関では、9割使えるようになっている。使えないという相談は聞いていない。
- Q** マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な高齢者、障がい者は、申請により資格確認書を交付されるが、病院に行ったときの顔認証のことなど、選択肢を知らなかったとしないようにする考えは。
- A** そのような周知に努めたいと思っている。